

<p>陳 情 第 9 号</p>	<p>令 3. 1 1. 1 8 受 理</p>
<p>(件 名) 分煙環境整備について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>1. 陳情者（団体）の現状</p> <p>たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ事業法の目的に沿い、長きにわたり地方財政及び地域社会発展に貢献してきたと自負しており、たばこ耕作組合を組織する葉たばこ生産事業者は、たばこ耕作組合法の目的に沿い、自信と誇りを持って葉たばこ作りに取り組み、長きにわたり地元産業として地域経済に貢献してきたと自負している。また、飲食店をはじめとした生活衛生関係の営業に携わる事業者は、国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供し、国民生活の安定に寄与してきたと自負している。</p> <p>たばこは、年間1兆円を上回る貴重な地方財源として地方行政に貢献しているが、度重なるたばこ税の増税に加え、近年の喫煙場所の減少は、中小零細なたばこ販売店の生業を直撃し、耕作農家においても生産意欲の低下や将来の不安から年々廃作が増加し、また、生活衛生関係の営業に携わる事業者にも影響を与え、極めて深刻な状況にある。</p> <p>2. 地方たばこ税の現状</p> <p>鹿児島市の地方たばこ税は、年間約37億6,700万円（令和元年度実績）である。平成25年度と対比すると86.7%であり、その間、約5億7,700万円の減少となっている。この地方たばこ税は、行政側は労なく受け取ることができ、住民生活に直結する貴重な一般財源となっている。ただ、このまま過度な喫煙規制が続けば、当然に税収は激減し、行政予算への大きな影響が出ることは避けられない。</p> <p>3. 公共の喫煙場所確保の必要性</p> <p>たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、非喫煙者と喫煙を楽しむ者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現を推進する分煙こそが重要であり、分煙に向けたインフラ整備として、病院、学校、子育て関連施設を除いた庁舎、観光・文化施設及び集客性を有するスポーツ施設や公園等の鹿児島市が所管する公共施設への喫煙場所の整備が必要である。</p>	

これを充実させることで、往来の多い場所での分煙の徹底、無用なトラブルの減少につながることはもちろんのこと、ポイ捨て、歩きたばこが減少し、行政、商店街が取り組む環境美化の推進等による美しい街づくりに資することになる。さらに、鹿児島市民や地方たばこ税の納税者でもある喫煙者への配慮につながり、ひいては住民生活に直結する地方たばこ税の安定的確保にもつながる。

#### 4. 総務省自治税務局からの事務連絡

令和3年1月に総務省自治税務局から各都道府県等に送付された事務連絡「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと」とされている。

加えて、自治体が行う一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所定の地方財政措置も講じられているところである。

以上が、鹿児島市内及び鹿児島県内のたばこ販売組合関係者、たばこ耕作組合関係者、生活衛生同業組合関係者とその家族等の総意である。

私たちが路頭に迷うことがないよう特段の配慮を切にお願い申し上げ、下記事項について陳情する。

#### 記

1. 鹿児島市において、病院、学校、子育て関連施設を除く所管する庁舎、観光・文化施設及び集客性を有するスポーツ施設、公園等の公共施設への喫煙場所の整備を推進すること。